

(目的)

第1条 この規程は、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号、以下「外為法」という。)に基づく安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)に関し、関西学院大学(以下「本学」という。)において輸出管理を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに本学における教育研究及び国際交流・協力の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「外為法等」とは、外為法及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (2) 「技術の提供」とは、外国(外為法第6条第1項第2号に定める地域をいう。以下同じ。)において若しくは外国に向けて技術を提供すること、非居住者(外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。以下同じ。)若しくは特定類型該当者に対して技術を提供すること、又は非居住者若しくは特定類型該当者へ技術を再提供することが明らかな居住者(外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。)に対して技術を提供することをいう。
- (3) 「貨物の輸出」とは、外国に向けて貨物(外為法第6条第1項第15号に定める動産をいう。以下同じ。)を送付すること(自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。)又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付することをいう。
- (4) 「取引」とは、技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (5) 「リスト規制技術」とは、外国為替令(昭和55年政令第260号)(以下「外為令」という。)別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。
- (6) 「リスト規制貨物」とは、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)(以下「輸出令」という。)別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。
- (7) 「該非判定」とは、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (8) 「キャッチオール規制」とは、外為令別表の16の項に定める技術及び輸出令別表第1の16の項に定める貨物が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (9) 「取引審査」とは、該非判定の内容のほか、用途及び需要者を確認し、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。
- (10) 「大量破壊兵器等」とは、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置、又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (11) 「通常兵器」とは、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(大量破壊兵器等に該当するものを除く。)をいう。
- (12) 「開発等」とは、開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。
- (13) 「特定類型該当者」とは、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について(4賃局第492号)1(3)サ①から③までに掲げる者(自然人である居住者に限る。)をいう。
- (14) 「教職員」とは、本学の専任教職員その他本学と雇用関係にある者をいう。
- (15) 「学生等」とは、本学の学生、研究員等であって、本学に籍がある者のうち教職員以外の者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学が行うすべての取引に係る業務に適用する。

(基本原則)

第4条 本学の輸出管理の基本原則は、次の各号のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。
- (2) 外為法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得すること。

(3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図ること。

(責任体系等)

第5条 輸出管理を適切に実施するために、最高管理責任者、統括管理責任者及び部局管理責任者を置く。

2 前項に掲げる各責任者の他、統括管理責任者の業務を補佐し、輸出管理について専門的な助言を行う者(以下「輸出管理有識者」という。)を置くことができる。

(最高管理責任者)

第6条 本学の輸出管理における最高管理責任者は学長とし、第4条に定める基本原則に基づき、輸出管理に係る重要事項の最終的な決定を行うとともに、最終責任を負う。

2 最高管理責任者は、輸出管理に係る必要な事項について教職員に周知するとともに、統括管理責任者及び部局管理責任者が責任を持って輸出管理を適切に実施できるよう、必要な予算や人員配置等の措置を講じる。

(統括管理責任者)

第7条 統括管理責任者は、最高管理責任者が指名する副学長1名をもって充てるものとし、最高管理責任者を補佐するとともに、最高管理責任者の指示に基づき、本学における輸出管理に係る業務を統括し、本規程の改廃案の作成、運用手続の制定・改廃、特定類型該当者の把握、該非判定及び取引審査の最終的な承認、輸出管理に係る経済産業大臣への許可申請手続、文書管理、監査、指導、教育のほか、本規程に定められた業務を行う。

(部局管理責任者)

第8条 部局管理責任者は、輸出管理を要する部局の長とし、最高管理責任者の指示に基づき、統括管理責任者との連携の下、本規程に定められた業務のうち当該部局における輸出管理に係る業務を統括する。

2 前項の輸出管理を要する部局とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 学部・研究科等、専任教員が所属する部局
- (2) その他最高管理責任者が特に指定する部局

(安全保障輸出管理委員会の設置)

第9条 本学の輸出管理に係る重要事項を審議することを目的として、安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、輸出管理に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) この規程の運用に関する事項
- (2) 教職員に対する教育に関する事項
- (3) 監査に関する事項
- (4) その他輸出管理に関する重要事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。なお、第2号及び第4号に定める委員は、最高管理責任者が指名する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 副学長(統括管理責任者を除く) 若干名
- (3) 部局管理責任者のうち理学部長、工学部長及び生命環境学部長
- (4) 部局管理責任者(第3号の学部長除く) 若干名
- (5) 大学事務統轄
- (6) 研究推進社会連携機構事務部長
- (7) 国際連携機構事務部長
- (8) 輸出管理有識者(第5条第2項に基づき置く場合)
- (9) その他統括管理責任者が必要と認める者

4 前項各号(第9号除く)に定める委員の任期は、その職にある期間とする。

5 第3項第9号に定める委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。

7 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。委員長に支障ある場合は、委員の中から委員長が議長を指名する。

8 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ説明又は意見を聴取することができる。

9 委員会に関する事務は、研究推進社会連携機構事務部において行う。

(事前確認)

第10条 教職員は、取引を行おうとする場合は、所定の様式で指定する事項に従い、非居住者又は特定類型該当者への該当性の確認、第11条に定める該非判定及びキャッチャール規制に係る事項(第12条に定める用途確認、第13条に定める需要者確認等)等を行うことにより、外為法等に抵触する可能性の有無を事前に確認しなければならない。

2 教職員は、前項の事前確認の結果、部局管理責任者が取引審査の手続が必要と判断した場合であって、当該取引を行おうとする場合は、第14条に定める取引審査の手続を行わなければならない。

3 教職員は、第1項の事前確認の結果、取引審査の手続が不要となった場合は、当該取引を行うことができる。

(該非判定)

第11条 教職員は、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物について、該非判定を行う。

(用途確認)

第12条 教職員は、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを確認する。なお、当該確認において、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高めるため、所定の手続に従い確認を行う。

(需要者確認)

第13条 教職員は、提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の需要者について、大量破壊兵器等の開発等が行われるおそれがないかを確認する。なお、当該確認において、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高めるため、所定の手続に従い確認を行う。

(取引審査)

第14条 教職員は、第10条に定める事前確認により、取引審査の手続が必要と判断された取引を行おうとする場合は、所定の様式で指定する事項に従って取引審査を行い、部局管理責任者及び統括管理責任者の承認を得なければならない。

2 教職員は、前項の取引審査により承認が得られた取引について、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じたとき、又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じたときは、あらためて第10条の事前確認を行う。

(許可申請)

第15条 最高管理責任者は、前条第1項の取引審査について、外為法等に基づく経済産業大臣の許可を受けることを条件に承認された場合、経済産業大臣に対して許可申請を行う。

(技術の提供管理)

第16条 教職員は、技術の提供を行う場合、第10条乃至第14条に基づく手続が完了していること、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合は、前条による経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 教職員は、提供する技術の内容に変更又は追加がないことを確認しなければならない。

3 教職員は、前2項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第17条 教職員は、貨物の輸出を行う場合、第10条乃至第14条に基づく手続きが完了していること、並びに外為法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合は、第15条による経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。

2 教職員は、輸出する貨物の内容に変更又は追加がないことを確認しなければならない。

3 教職員は、前2項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 教職員は、貨物の輸出に際して通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出手続を取りやめ、部局管理責任者へその旨を報告する。この場合において、部局管理責任者は、当該報告内容について統括管理責任者と協議し、適切な措置を講じる。

(文書等の保管)

第18条 教職員は、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を、技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも7年間は保管しなければならない。

(教育)

第19条 統括管理責任者は、最高管理責任者の指示に基づき、部局管理責任者と連携して、外為法等及びこの規程の遵守の重要性を理解させ、確実な輸出管理の実施を図るため、教職員に対し、計画的に教育を行うよう努める。

(指導)

第20条 統括管理責任者は、最高管理責任者の指示に基づき、部局管理責任者と連携して、教職員に対し、最新の外為法等の周知その他外為法等を遵守するために必要な指導を行う。

2 教職員は、自己の監督・指導下にある学生等に対し、輸出管理の実施に必要な事項について適切に指導を行う。

(報告)

第21条 教職員は、外為法等又はこの規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を統括管理責任者に速やかに通報しなければならない。

2 統括管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに最高管理責任者に報告するとともに、部局管理責任者と連携して当該報告の内容について調査し、その結果を最高管理責任者に報告しなければならない。

3 統括管理責任者は、前項の調査により、外為法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときは、関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高管理責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じる。

(監査)

第22条 統括管理責任者は、最高管理責任者の指示に基づき、本学の輸出管理がこの規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、定期的に監査を行うよう努める。

(処分等)

第23条 外為法等及びこの規程への違反が明らかになった場合、当該違反を行った教職員は、本学の就業規則等の定めに従い、懲戒処分の対象とする。

(その他)

第24条 この規程に定めるもののほか、輸出管理の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第25条 この規程に関する事務は、当該学部事務室、当該研究科事務室、研究推進社会連携機構事務部、国際連携機構事務部において行う。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会で決定する。

附則

- 1 この規程は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2021年(令和3年)4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、2022年(令和4年)5月1日から改正施行する。